

宮川教授講演録「衆議院定数訴訟について」(2)

—4月号(1)からの続きです—

【衆議院定数訴訟】

現在我々が提訴しているのは、先の平成6年に改正され平成8年10月20日に実施された衆議院小選挙区比例代表選挙のうち、東京・千葉・栃木の一部の小選挙区に対してである。私が知人に呼びかけて行っているものだが、主な提訴理由のひとつは、「全ての国民の法のもとの平等」を定める憲法14条1項と、もうひとつは上記主旨に沿って「国会議員を全国民の代表」と位置付けている憲法43条1項への違反を訴えている。

この訴訟の過程で選挙法改正をめぐる細川内閣時代の国会討論資料が明らかになったが、英國に習って設置された区画審議会に対し、国会があらかじめ区画審設置法3条1項及び2項により同審議会に制約を課したことは、極めて問題視されるべきものと考えている。

同法3条1項は、さすがに世論に配慮して格差を2倍以内にするべきであると努力目標を掲げているが、3条2項においては、「各都道府県の区域内の小選挙区の数は、1に、小選挙区の定数(300)から都道府県の数(47)を控除した数(253)を人口に比例して各都道府県に配分した数を加えた数とする」としている。

この結果、あらかじめ全ての都道府県に小選挙区定数1を割り振り、それに上乗せする形で人口比によって残る定数を配分したことになり、島根県は本来の人口比配分なら定数2のところが3になり、島根3区と比べて人口比2倍以上の格差を生じた選挙区が全国で28も生じる結果となった。

こういう方式は英國でもアメリカでも行っていない。アメリカは人口の多い州と、過疎の州があるので、その人口の差は最大で50倍にも達する。そこで、完全に人口比のみの定数配分にすれば1人も議員を下院に送り出せない州が生じるので、そういう過疎州には定数1のみを認めている。日本のように定数1を認めたうえで、更に入口比配分を上乗せすることはしていない。

また、このような定数配分になったことについて、当時、細川首相は「過疎地域への配慮などの視点も重要であることから、人口の少ない県に対し、定数配分上の配慮をした（平成5年10月14日衆議院本会議答弁）」と述べ、佐藤自治大臣も「過疎地域イコール小さな県とは申しませんけれども、そこを優遇する措置でございます（平成5年10月26日政治改革衆院調査特別委員会）」と述べている。

区画審設置法3条1項の主旨に反して、人口格差

記録・神奈川県 萩野谷敏明

が2倍を超える選挙区が出たことについては、その後、国会でも問題になった。その際、野中自治大臣は「国会において1都道府県に1議席を与えるという前提を置いたところで1.82倍の差を生じている。審議会においてはぎりぎりの努力をしたが、最大格差は2.137倍になった（平成6年11月16日参議院政治改革特別委員会）」と、その主たる原因が、あらかじめ各都道府県に定数1を配分したことによる事実を認めている。

政治家が、小選挙区の性格をどうとらえているかを示すひとつの指標として、今の自民党の選挙制度調査会の議論がある。今現在、新井将敬議員の死亡による東京4区の場合など、欠員補充の選挙は既に4回行われ、あと2回が予定されているが、自民党首脳の間では、これは煩わしいので一括してやれないと検討している。ところが一昨日（2月27日）の読売新聞によると、選挙制度調査会では、「小選挙区の選出議員は地域の代表だから、一日も早く補選が行われなければ、その地域だけ民主主義の空白期間ができるという意見が大勢を占めている」とのことである。これにも明らかなように、全国民の代表だと思っている議員は、ほとんどいないと思われる。

我々が行った提訴に対する東京高裁の判決は昨年11月17日に出て、結果は請求棄却とされた。我々としては、「国会議員を全国民の代表」とする憲法43条1項について、裁判所がどのような判定をするか注目していたが、これについて判決文では、区画審設置法3条2項の根拠となった細川首相・佐藤自治大臣の地域の声・過疎地の利益を尊重するためとする発言は「政治的発言であり、小選挙区選出議員の法的性格について言及する趣旨のものとは認めがたい」としている。

これについて、我々としてはあくまで承服し難いと考える。首相発言は選挙制度改革の立法過程で出てきたものだから、あくまで立法上の発言であって、明確に小選挙区の性格を述べるものであり、これを単なる政治的発言とする東京高裁の説明は理解できない。今後、最高裁大法廷の場でも問題にしようと思っている。

また、2倍以上の人口比格差、例えば島根3区の25.5万人に対し、北海道8区が54.6万人となるような格差を生むもととなった。あらかじめ各都道府県に定数1を配分した区画審設置法3条2項の合憲性については、東京高裁は「その合理性については疑問があるが、国会が考慮できる政治的要素である」としている。